

【町長】

通告順	1	質問 議員	篠原議員
質問 項目	重点支援交付金を活用して省エネ家電の導入促進を		
質問 内容	6月5日、国会において令和8年度の補正予算が成立した。この予算には、重点支援交付金1,000億円が計上されており、エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けている生活者や事業者への支援に充てることが見込まれている。 政府は地方単独事業の推奨メニューとして生活者支援と事業者支援にそれぞれ5項目ずつを挙げているが、その中で生活者支援メニューの5番目に「省エネ家電等への買い換え促進」がある。これは、家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するために、省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えを支援するものとなっている。 近年は北海道でも毎年のように猛暑が続き、熱中症から命を守るためのエアコン需要が高まっている。ところがいま、経済産業省が定める「省エネ基準」の大幅引き上げに伴い、基準を満たさない安価な標準機種は製造・販売終了となる2027年問題が起きていて、この夏は駆け込み需要で旧機種の入手が困難になっている。 そこでやむを得ず新機種の購入となれば、設置費用に数万円の価格差が生じることになる。しかし、一旦導入すれば省エネ効果により初期費用上昇分はいずれ回収できる見込みがある。そのため、今回の重点支援交付金を活用して新型機種導入への補助を行えば、温室効果ガス排出削減と熱中症予防の一石二鳥の効果が得られると考える。 重点支援交付金の有効活用として検討できないか、町長の考えを聞く。		

資料1 令和8年度補正予算「重点支援交付金」の概要①

重点支援地方交付金の追加

令和8年度補正

重点支援地方交付金について、特別高圧電力やLPガス利用者への支援など、地域の実情に応じた支援を実施するための追加措置を行う。

- 追加額：1,000億円
- 対象事業：物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。

推奨事業メニュー	
（生活者支援） ①食料品の物価高騰に対する支援 ②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援 ③物価高騰に伴う子育て世帯支援 ④消費下支え等を通じた生活者支援 ⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	（事業者支援） ⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備 ⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援 ⑧農林水産業における物価高騰対策支援 ⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援 ⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

- 算定方法：人口、物価上昇率、財政力等を基礎として算定（都道府県、市町村）
- （内閣府の公式サイトより）

資料2 令和8年度補正予算「重点支援交付金」の概要②

重点支援地方交付金・推奨事業メニュー ＜追加額 1,000億円＞

令和8年度補正

○ 推奨事業メニュー（1,000億円）

生活者支援

① 食料品の物価高騰に対する支援

食料品の物価高騰による負担を軽減するためのプレミアム商品券、電子クーポン、地域ポイント、食料品の現物給付などの支援

② 物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援

低所得者世帯・高齢者世帯を対象とした、電力・ガス（LPガスを含む）や灯油をはじめエネルギー、水道料金等の物価高騰による負担を軽減するための支援

③ 物価高騰に伴う子育て世帯支援

物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援

※ 低所得のひとり親世帯への給付金等の支援や、子ども食堂に対する負担軽減のための支援、ヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

④ 消費下支え等を通じた生活者支援

物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス・灯油使用世帯への給付、水道料金の減免などの支援

※ 物価高騰の影響を受けた、地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能。

⑤ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

事業者支援

⑥ 中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備

経営指導員による伴走支援、生産性向上に向けた補助や金融支援、一定以上の賃上げに向けた取組を行う事業者への支援、中央最低賃金審議会の目安を上回る最低賃金引上げを行う地域の事業者への補助、公共調達における価格転嫁の円滑化などの支援

⑦ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援（特別高圧で受電する施設への支援を含む）

⑧ 農林水産業における物価高騰対策支援

配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援

⑨ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

特別高圧での受電（ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む）、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援

⑩ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があるものについては、実施計画に記載して申請可能。

※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた契約単価の引上げなど価格転嫁の円滑化のための活用も可能。

【町長】

通告順	2	質問 議員	長野議員
質問 項目	太陽光パネルの廃棄をどう進めるのか		
質問 内容	国は本年 4 月、「太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案」を閣議決定し、第 221 回特別国会に提出した。 その概要は、「太陽光パネルの大量廃棄に備え、多量の事業用太陽電池の廃棄をしようとする者（太陽光発電事業者等）に国が定める判断基準に基づくりサイクルの実施に向けた取組を義務付けるとともに、費用効率的なリサイクル事業の計画を国が認定する制度を創設し、都道府県ごとの廃棄物処理法の許可を不要とする等の措置を講ずる。」とある。【資料 1】 主な措置事項として、①国の基本方針策定、②太陽光発電事業者等へ規制（指導、助言、勧告、命令）③リサイクル事業者への措置（技術開発・施設設備等の財政上の措置）、④製造・輸入業者に対する措置（環境配慮設計、含有物質の情報提供等）、⑤廃棄に関係する者を対象とした義務付けの検討～が示されている。【資料 2】 今後、本町でも予想される解体、リサイクル等に対して町長の考えを聞きたい。 1, 本町の太陽光パネルの設置状況をどのように把握しているのか。 2, 太陽光パネルの廃棄・リサイクル処理に対して、どの部署が、いつまでに、どのように進めていくのか。		

太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案の概要

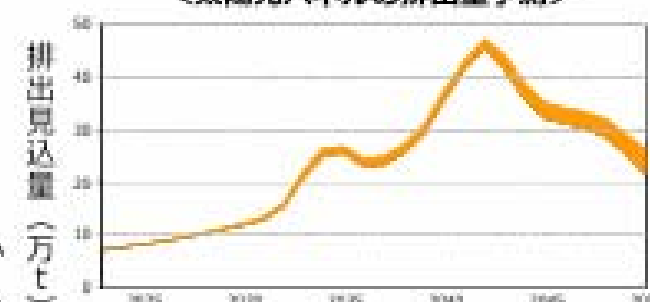
太陽光パネルの大量廃棄に備え、多量の事業用太陽電池の廃棄をしようとする者（太陽光発電事業者等）に国が定める判断基準に基づくリサイクルの実施に向けた取組を義務付けるとともに、費用効率的なリサイクル事業の計画を国が認定する制度を創設し、都道府県ごとの廃棄物処理法の許可を不要とする等の措置を講ずる。

■ 背景

- 使用済太陽光パネルは、現行の廃棄物処理法に基づき適正処理が義務付けられている。

※再エネ特措法に基づくFIT/FIP制度における事業用太陽光発電設備（10kW以上）には、廃棄等費用の積立制度を措置

＜太陽光パネルの排出量予測＞



- 2030年代後半以降、太陽光パネルの排出量が顕著に増加し、年間最大50万t程度となる。最終処分場の残余容量を圧迫し、廃棄物処理全体に支障が生ずるおそれがある。
- 太陽光パネルのリサイクルについて、①現時点では埋立処分費用とリサイクル費用との差額が大きいこと、②全国的な処理体制が構築途上であることが課題。予算措置や既存制度も活用し、これらの課題への対応を図りながら、まずは費用効率的にリサイクルが実施可能な多量に廃棄をしようとする太陽光発電事業者等からリサイクルの規制を段階的に強化し、太陽光パネルの幅広い廃棄に関係する者へのリサイクルを義務化するために必要な環境整備が重要。

■ 主な措置事項

① 国による基本方針の策定

- 各主体の役割、リサイクル目標、施設整備の促進、費用低減・技術開発等の施策の方向性の明示

② 多量の事業用太陽電池の廃棄をしようとする者（太陽光発電事業者等）への規制

- 国が定める判断基準（段階的に強化）に基づくリサイクルの実施に向けた取組を義務付け（指導・助言、勧告・命令）

※指導・助言は全ての事業用太陽電池の廃棄をしようとする者が対象
※廃棄の抑制のための措置についても判断基準を策定（指導・助言）

- 多量事業用太陽電池廃棄実施計画の事前届出義務

③ 費用効率的なリサイクルを促進するためのリサイクル事業者への措置

- 費用効率的なリサイクル事業の計画を国が認定し、都道府県ごとの廃棄物処理法の許可を不要とする特例措置、保管基準の特例措置等
- 技術開発・施設整備等の財政上の措置

※リサイクル設備の開発・導入、再生材の価値向上に資する技術実証、保管施設の活用実証・導入等を想定

④ 製造・輸入業者及び販売業者に対する措置

- 環境配慮設計の実施等の措置
- 含有物質に関する情報提供等の措置



太陽光パネル
リサイクル設備

⑤ 制度の見直しに向けた検討規定（附則）

- 最終処分場の残余年数、リサイクル費用の状況等を勘案して、太陽光パネルの幅広い廃棄に係る者を対象とした義務付けを検討し、制度を見直し

■ 施行期日

公布から 1 年 6 か月以内で政令で定める日

太陽光パネルのリサイクルフロー

